

徳島県告示第三百十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、令和四年四月一日次の事務を株式会社あわわに委託した。

令和四年五月二十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県立木のおもちゃ美術館の設置及び管理に関する条例（令和二年徳島県条例第七十号）第十一条第一項及び第二項に規定する使用料の徴収の事務